

生産情報公表農産物の生産行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行う生産情報公表農産物の生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 1163 生産情報公表農産物

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 1163**による。

4 生産行程についての検査

4.1 生産情報公表農産物の生産行程についての検査

生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が農産物の農産物識別番号ごとに、次によって行わなければならない。

- 当該農産物の農産物識別番号ごとの生産行程の管理記録（生産情報についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保管が適正であることの確認
- 当該生産行程の管理記録が当該農産物の農産物識別番号に係るものであることの確認
- 当該農産物について公表されている事項が事実と一致したものであるか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認
- 当該生産行程の管理記録が当該認証生産行程管理者等に正確に伝達されていることの確認

4.2 化学合成農薬削減割合を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査

JAS 1163 の **6.1 a)**の規定によって計算された化学合成農薬削減割合（以下“化学合成農薬削減割合”という。）を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が農産物の農産物識別番号ごとに、**4.1**によるほか、次によって行わなければならない。

- 当該農産物の農産物識別番号ごとの化学合成農薬削減割合に関する記録〔“化学合成農薬削減割合”，“平均使用回数 [**JAS 1163** の **6.1 a)**に規定する平均使用回数をいう。以下同じ。]”及び“地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。以下同じ。）の名称（**JAS 1163** の **6.2**に規定する地方公共団体の名称をいう。以下 **4.2**において同じ。）”についての記録をいう。以下同じ。〕の作成及び保管が適正であることの確認
- 当該化学合成農薬削減割合に関する記録が当該農産物の農産物識別番号に係るものであることの確認
- 当該農産物について公表されている化学合成農薬削減割合，平均使用回数及び地方公共団体の名称が事実と一致したものであるか否かについての当該化学合成農薬削減割合に関する記録の調査による確認
- 当該化学合成農薬削減割合に関する記録が当該認証生産行程管理者等に正確に伝達されていることの確認

4.3 化学肥料削減割合を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査

JAS 1163 の 6.1 b) の規定によって計算された化学肥料削減割合（以下“化学肥料削減割合”という。）を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が農産物の農産物識別番号ごとに、4.1 によるほか、次によって行わなければならない。

- a) 当該農産物の農産物識別番号ごとの化学肥料削減割合に関する記録〔“化学肥料削減割合”，“現に施用した化学肥料の窒素成分量”，“平均窒素成分量 [JAS 1163 の 6.1 b) に規定する平均窒素成分量をいう。以下同じ。]” 及び “地方公共団体の名称 (JAS 1163 の 6.3 に規定する地方公共団体の名称をいう。以下同じ。)” についての記録をいう。以下同じ。〕の作成及び保管が適正であることの確認
- b) 当該化学肥料削減割合に関する記録が当該農産物の農産物識別番号に係るものであることの確認
- c) 当該農産物について公表されている化学肥料削減割合，現に施用した化学肥料の窒素成分量，平均窒素成分量及び地方公共団体の名称が事実と即したものであるか否かについての当該化学肥料削減割合に関する記録の調査による確認
- d) 当該化学肥料削減割合に関する記録が当該認証生産行程管理者等に正確に伝達されていることの確認

制定等の履歴

制 定 平成17年 7月29日農林水産省告示第1260号
改 正 平成18年 2月28日農林水産省告示第 210号
改 正 平成27年 3月27日農林水産省告示第 714号
改 正 平成30年 3月29日農林水産省告示第 689号
最終改正 令和 6年 6月13日農林水産省告示第1200号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 6年 6月 13日農林水産省告示第 1200号
令和 6年 7月 13日から施行する。